

登録契約書新旧対照表

変更箇所⇒ アンダーライン網掛 <<企業名称>>⇒株式会社〇〇 <<システム区分名称>>⇒環境/品質マネジメントシステム <<規格細目名称>>⇒ISO 14001(:2004)/ 9001(:2000)

現 行		改 定		備 考
条 項	条 文	条 項	条 文	
前文	«企業名称»(以下「甲」という。)と財団法人 日本自動車研究所(以下「乙」という。)は、乙による甲の«主幹事業所_名称» «システム区分名称»の登録・維持に関し、登録契約を次のとおり締結する。	前文	«企業名称»(以下、「甲」という。)と財団法人日本自動車研究所(以下、「乙」という。)は、乙による甲の«主幹事業所_名称» «システム区分名称»の登録・維持に関し、登録契約を次のとおり締結する。	変更なし
(目的) 第1条	本契約は、乙の«システム区分名称»認証制度に従い、甲の«システム区分名称»が維持・管理され且つ円滑に運用されることを目的として、サーベイランス及び更新審査(以下、「定期審査」という。)、臨時審査の実施、コミュニケーション等の記録、登録マーク等の使用、登録の一時停止・取り消し・取り下げ、機密保持等の遵守すべき事項を定める。	(目的) 第1条	本契約は、乙の«システム区分名称»認証制度に従い、甲の«システム区分名称»が維持・管理され且つ円滑に運用されることを目的として、サーベイランス及び更新審査(以下、「定期審査」という。)、臨時審査の実施、コミュニケーション等の記録、登録マーク等の使用、登録の一時停止・取り消し・取り下げ、機密保持等の遵守すべき事項を定める。	変更なし
(適用範囲) 第2条	本契約は、乙より甲に対して発行した「登録証」に記載された範囲に適用する。	(適用範囲) 第2条	本契約は、乙より甲に対して発行した「登録証」に記載された範囲に適用する。	変更なし
(機密保持) 第3条	乙は、本契約中に知り得た情報について、本契約中並びに終了後においても、甲の事前の書面による許諾なくして第三者に開示もしくは漏洩してはならない。また、その情報を本契約以外の目的に使用してはならない。 但し、乙に、法律で第三者に当該情報を開示する義務が生じた場合は、当該情報を事前に書面によって甲に通知した上で第三者に開示することができる。 なお、次の各号の一に該当するものについては本条項の対象としない。 (1) 甲から知得する以前にすでに所有していたもの (2) 甲から知得する以前にすでに公知のもの (3) 甲から知得した後、自己の責によらない事由により公知とされたもの (4) 正当な権限を有する第三者から機密保持の義務を伴わずに知得したものの	(機密保持) 第3条	乙は、本契約中に知り得た情報について、本契約中並びに終了後においても、甲の事前の書面による許諾なくして第三者に開示もしくは漏洩してはならない。また、その情報を本契約以外の目的に使用してはならない。 但し、乙に、法律で第三者に当該情報を開示する義務が生じた場合は、当該情報を事前に書面によって甲に通知した上で第三者に開示することができる。 なお、次の各号の一に該当するものについては本条項の対象としない。 (1) 甲から知得する以前にすでに所有していたもの (2) 甲から知得する以前にすでに公知のもの (3) 甲から知得した後、自己の責によらない事由により公知とされたもの (4) 正当な権限を有する第三者から機密保持の義務を伴わずに知得したものの	変更なし
2	乙は、甲の事前の書面による承諾を得て開示した第三者、並びに乙のすべての職員及び審査要員(契約審査員及び技術専門家を含む)に前項の義務を遵守させるものとし、乙は当該第三者並びに当該職員及び審査要員の義務違反に対して一切の責任を負うものとする。	2	乙は、甲の事前の書面による承諾を得て開示した第三者、並びに乙のすべての職員及び審査要員(契約審査員及び技術専門家を含む)に前項の義務を遵守させるものとし、乙は当該第三者並びに当該職員及び審査要員の義務違反に対して一切の責任を負うものとする。	変更なし
(審査登録台帳への掲載及び登録の公表) 第14条	乙は、登録された組織体名等を掲載した「審査登録台帳」に、甲の登録証の記載内容を掲載する。乙は、この審査登録台帳を更新毎に発行する。また、乙は、甲の登録を公表する。なお、登録の一時停止・取り下げ・取り消しの措置に至ったときには、乙は、甲の環境審査登録台帳への掲載を中止するものとする。また、乙は、甲の登録の一時停止・取り消し及び一時停止が解除された場合についてはその事実を公表する。	(審査登録台帳への掲載及び登録の公表) 第4条	乙は、登録された組織体名等を掲載した「審査登録台帳」に、甲の登録証の記載内容を掲載する。乙は、この審査登録台帳を更新毎に発行する。また、乙は、甲の登録を公表する。なお、登録の一時停止・取り下げ・取り消しの措置に至ったときには、乙は、甲の環境審査登録台帳への掲載を中止するものとする。また、乙は、甲の登録の一時停止・取り消し及び一時停止が解除された場合についてはその事実を公表する。	変更なし
(JAB 認定シンボル、RvA 認定マーク付き登録証の発行) 第15条	甲よりの特段の断りがある場合を除き、甲の«システム区分名称»が、乙が(財)日本適合性認定協会(以下、JAB)及び/又は Raad voor Accreditatie(以下、RvA)より認定された範囲にある場合、乙は甲に対して JAB 認定シンボル及び/又は RvA 認定マーク付き登録証を発行する	(JAB 認定シンボル、RvA 認定マーク付き登録証の発行) 第5条	甲よりの特段の断りがある場合を除き、甲の«システム区分名称»が、乙が(財)日本適合性認定協会(以下、JAB)及び/又は Raad voor Accreditatie(以下、RvA)より認定された範囲にある場合、乙は甲に対して JAB 認定シンボル及び/又は RvA 認定マーク付き登録証を発行する。	変更なし
2	JAB 認定シンボル及び/又は RvA 認定マーク付き登録証を希望する又は所有する組織は、乙が行う甲の審査に JAB 及び/又は RvA の審査チームが立ち入りを希望した場合、これを受け入れる。但し、正当の理由があり JAB 及び/又は RvA が容認した場合を除く。	2	JAB 認定シンボル及び/又は RvA 認定マーク付き登録証を希望する又は所有する組織は、乙が行う甲の審査に JAB 及び/又は RvA の審査チームが立ち入りを希望した場合、これを受け入れる。但し、正当の理由があり JAB 及び/又は RvA が容認した場合を除く。	変更なし

登録契約書新旧対照表

変更箇所⇒ アンダーライン 網掛 <<企業名称>>⇒株式会社〇〇 <<システム区分名称>>⇒環境/品質マネジメントシステム <<規格細目名称>>⇒ISO 14001(:2004)/ 9001(:2000)

(定期審査及び臨時審査) 第4条	乙は、甲に対する定期審査を実施するときは、甲と協議の上、原則として2カ月前までにその日程を甲に通知する。	(定期審査及び臨時審査) 第6条	乙は、甲に対する定期審査を実施するときは、甲と協議の上、原則として2カ月前までにその日程を甲に通知する。	変更なし
2	乙は、甲に対しサーベイランスを登録日より12カ月以内毎に1回以上実施する。 但し、更新審査を実施する年にはサーベイランスはこれを更新審査に置き換える。	2	<u>乙は、登録後1年目及び2年目に、甲に対するサーベイランスを実施する。</u>	表現のみの変更。 ISO17021 の表現に合わせる。
3	乙は、甲に対し更新審査を3年毎に実施する。	3	<u>乙は、認証の有効期限に先立ち、登録後3年目に甲に対する更新審査を実施する。</u>	同上
4	乙は、次の各号の一に該当するときは、臨時審査を行う。 (1) 甲の登録の一時停止後、是正処置の確認が必要なとき (2) 甲より登録範囲の変更通知を受け、且つ、定期審査以外での変更内容確認が必要なとき (3) 認証制度にかかわる重要な事項に変更が生じ、且つ、定期審査以外での審査の実施が必要なとき (4) 苦情若しくはその他の情報の分析結果から、甲が認証の要求事項に違反している疑いがある場合あるいは明らかになった場合。尚、この場合、乙は各ステップでその事実を公表する場合がある。 (5) 甲からの異議申立てを乙が認めて再審査する場合	4	乙は、次の各号の一に該当するときは、甲に対する臨時審査を行う。 (1) 甲の登録の一時停止後、 <u>あるいは不適合指摘に対し</u> 、是正処置の確認が必要なとき (2) 甲より登録範囲の変更通知を受け、変更内容の <u>適切性</u> の確認が必要なとき (3) 認証制度に係る重要な事項に変更が生じ、且つ、定期審査以外での審査の実施が必要なとき (4) 苦情もしくはその他の情報の分析結果から、甲が認証の要求事項に違反している疑いがある場合あるいは明らかになった場合。尚、この場合、乙は各ステップでその事実を公表する場合がある。 (5) 甲からの異議申立てを乙が認めて再審査する場合	現運用のフォローアップ審査を付加。 表現のみの変更
(文書の維持管理) 第5条	甲は、「システム区分名称」規格（「規格細目名称」）及び登録範囲の「システム区分名称」に関する文書を維持管理しておくものとする。	(文書の維持管理) 第7条	甲は、「システム区分名称」規格（「規格細目名称」）及び登録範囲の「システム区分名称」に関する文書を維持管理しておくものとする。	変更なし
(コミュニケーション及び法律違反の記録) 第6条	甲は、官公庁、甲の地域住民又は株主等、甲の利害関係者より受けた「システム区分名称」に関連するコミュニケーションの記録及びそのコミュニケーションに関連してとった処置の記録を保管し、定期審査及び臨時審査時に、乙の要求があるときはこれらの記録を開示する。 但し、甲が契約上または法令上これらの記録について守秘義務を負っている場合はこの限りでない。	(コミュニケーション及び法律違反の記録) 第8条	甲は、官公庁、甲の地域住民または株主等、甲の利害関係者より受けた「システム区分名称」に関連するコミュニケーションの記録及びそのコミュニケーションに関連してとった処置の記録を保管し、定期審査及び臨時審査時に、乙の要求があるときにはこれらの記録を開示する。 但し、甲が契約上または法令上これらの記録について守秘義務を負っている場合はこの限りでない。	変更なし
2	甲は、「システム区分名称」に関連する法的要求事項に違反する事由が発生したときには、違反の記録及びその違反に関連してとった処置の記録を保管し、定期審査及び臨時審査時に、乙の要求があるときには速やかにこれらの記録を開示する。 但し、甲が法令上これらの記録について守秘義務を負っている場合はこの限りでない。	2	甲は、「システム区分名称」に関連する法的要求事項に違反する事由が発生したときには、違反の記録及びその違反に関連してとった処置の記録を保管し、定期審査及び臨時審査時に、乙の要求があるときには速やかにこれらの記録を開示する。 但し、甲が法令上これらの記録について守秘義務を負っている場合はこの限りでない。	変更なし
(審査業務協力) 第7条	甲は、定期審査及び臨時審査の <u>本審査</u> における初回会議及び最終会議に審査対象組織の最高経営責任者あるいはその権限を委託された者を出席させなければならない。	(審査業務への協力) 第9条	甲は、定期審査及び臨時審査における初回会議及び最終会議に審査対象組織の最高経営責任者あるいはその権限を委託された者を出席させなければならない。	表現のみの変更。
2	甲は、乙の審査要員が定期審査または臨時審査のため甲を訪問し、審査活動を実施することに対して協力を行う。また、甲は、乙による当該審査活動に必要な経営資源および設備の使用を的確な範囲内で無償で提供する。	2	甲は、乙の審査要員が定期審査または臨時審査のために甲を訪問し、 <u>審査活動を実施するとき、その審査活動に協力する。</u> また、甲は、 <u>当該審査活動に必要な経営資源を無償提供し、的確な範囲内での</u>	表現のみの変更。

登録契約書新旧対照表

変更箇所⇒ アンダーライン網掛 <<企業名称>>⇒株式会社〇〇 <<システム区分名称>>⇒環境/品質マネジメントシステム <<規格細目名称>>⇒ISO 14001(:2004)/ 9001(:2000)

			設備の使用を許諾する。	
(安全の確保) 第8条	甲は、乙が行う審査活動にあたって、審査対象敷地内での審査要員の通常及び緊急事態下での安全の確保を図る。 但し、乙は、乙の職員及び委託する審査要員に対して甲が設定する安全上の規則を遵守させる。	(安全の確保) 第10条	甲は、乙が行う審査活動にあたって、審査対象敷地内での乙の職員及び審査要員等の通常及び緊急事態下での安全の確保を図る。 但し、乙は、乙の職員及び審査要員等に対して、甲が設定する安全上の規則を遵守させる。	表現のみの変更。
(制度の変更通知) 第9条	乙は、認証制度にかかわる重要な事項に変更が生じたときは、速やかにその内容、及び理由を甲に書面で通知する。また、乙は必要に応じて、甲の「システム区分名称」の改訂をもとめ、原則として定期審査の時点で乙の要求に従った必要な改訂がなされているか否かの確認を行う。	(制度の変更通知) 第11条	乙は、認証制度にかかわる重要な事項に変更が生じたときは、速やかにその内容、及び理由を甲に書面で通知する。また、乙は必要に応じて、甲の「システム区分名称」の改訂をもとめ、原則として定期審査の時点で乙の要求に従った必要な改訂がなされているか否かの確認を行う。	変更なし
(変更の届出) 第10条	甲は、「システム区分名称」に何らかの変更を加えたとき、または「規格細目名称」への適合に影響を及ぼす可能性のあるその他の変更があったときには、別添「変更の際のご連絡について」に基づいて、速やかに乙に書面で通知する。	(変更の届出) 第12条	甲は、「システム区分名称」に何らかの変更を加えたとき、または「規格細目名称」への適合に影響を及ぼす可能性のあるその他の変更があったときには、別添の付属書に基づいて、速やかに乙に書面で通知する。	表現のみの変更。
(登録証の変更) 第11条	甲が登録証の記載事項の変更（社名等の変更、登録範囲の変更、登録範囲の拡大または縮小等）を要望するときには、乙は、その内容を定期審査で確認する。	(登録証の変更) 第13条	甲が登録証の記載事項の変更（登録範囲の変更、登録範囲の拡大または縮小等）を要望するときには、乙は、その変更内容の適切性を定期審査あるいは臨時審査で確認する。	社名等の変更だけの場合臨時審査での確認はしない。
2	乙は、前項または第4条第4項（2）により甲の登録の継続を決定したとき、速やかに新たな登録証を甲に対して発行し、且つ、前回甲に対して発行した登録証を、回収する。	2	乙は、前項または第6条第4項（2）により甲の登録の継続を決定したとき、速やかに新たな登録証を甲に対して発行し、且つ、前回甲に対して発行した登録証を、回収する。	変更なし。
(定期審査の判定) 第12条	乙は、更新審査により、前回登録時の「システム区分名称」が適切に維持され、且つ、運用されていると判断したときには、甲の登録を継続し、速やかに新たな登録証を発行する。	(定期審査等の判定) 第14条	乙は、更新審査により、前回登録時の「システム区分名称」が適切に維持され、且つ、運用されていると判断したときには、甲の登録を継続し、速やかに新たな登録証を発行する。	変更なし
2	乙は、定期審査等において直ちに是正処置の実施が必要な「緊急不適合」が見いだされたときには、甲の登録の一時停止または登録の取り消しを行うことができる。	2	乙は、定期審査等において直ちに是正処置の実施が必要な「緊急不適合」が見いだされたときには、甲の登録の一時停止または登録の取り消しを行うことができる。	変更なし
3	乙は、定期審査において「不適合」が見いだされたときには、甲に是正処置の実施及びその報告の提出を求め、是正処置の報告が適切に実施されなかった場合あるいは是正処置の内容が容認できない場合、甲の登録の一時停止または登録の取り消しを行うことができる。	3	乙は、定期審査において「不適合」が見いだされたときには、甲に是正処置の実施及びその報告の提出を求め、是正処置の報告が適切に実施されなかった場合あるいは是正処置の内容が容認できない場合、甲の登録の一時停止または登録の取り消しを行うことができる。	変更なし
4	乙は、登録の一時停止後、甲から是正措置完了の通知があったときには、速やかに臨時審査によりその確認を行い、甲の登録の一時停止を解除し、登録を継続することができる。	4	乙は、登録の一時停止後、甲から是正措置完了の通知があったときには、速やかに臨時審査によりその確認を行い、甲の登録の一時停止を解除し、登録を継続することができる。	変更なし
(定期審査等の料金及び支払い) 第13条	定期審査等の料金は、乙が別に定める「システム区分名称」認証料金表（以下、「料金表」という。）に基づき定期審査等の見積書を作成し甲の承認を得る。乙は、審査内容の変更により見積額の変更を必要とする場合、見積書の再提出によらず、その変更を請求金額に反映して甲に請求することができる。	(定期審査等の費用およびその支払い) 第15条	定期審査等の料金は、乙が別に定める「システム区分名称」認証料金表（以下、「料金表」という。）に基づき定期審査等の見積書を作成し甲の承認を得る。乙は、審査内容の変更により見積額の変更を必要とする場合、見積書の再提出によらず、その変更を請求金額に反映して甲に請求することができる。	変更なし
2	甲は、定期審査、臨時審査及び付帯する業務に要した交通費・宿泊費等について、乙の定める規程に基づき、乙に支払う。	2	甲は、定期審査、臨時審査および付帯する業務に要した交通費・宿泊費等について、乙の定める規程に基づき算定した額をとりまとめた請求書により、その額を乙に支払う。	変更なし
3	甲は、乙からの請求書を受理した日から30日以内に乙の指定した口座にその料金を振り込む。	3	甲は、乙からの請求書を受理した日から30日以内に、乙の指定した口座にその料金を振り込む。	変更なし

登録契約書新旧対照表

変更箇所⇒ アンダーライン 網掛 <<企業名称>>⇒株式会社〇〇 <<システム区分名称>>⇒環境/品質マネジメントシステム <<規格細目名称>>⇒ISO 14001(:2004)/ 9001(:2000)

4	乙は、必要に応じて料金表の改訂を行うことができる。 但し、改訂を行う場合は十分な予告期間を設けるものとする。	4	乙は、必要に応じて料金表の改訂を行うことができる。 但し、改訂を行う場合は十分な予告期間を設けるものとする。	変更なし
(登録マーク等の使用) 第16条	甲は、乙が定めた登録マークを登録証に記載された範囲に関してのみ使用することができる。その範囲以外の活動、製品またはサービスに対しても乙の認証を受けたような誤解を招く表現を行ってはならない。	(登録マーク等の使用) 第16条	甲は、乙が定めた登録マークを登録証に記載された範囲に関してのみ使用することができる。その範囲以外の活動、製品またはサービスに対しても乙の認証を受けたような誤解を招く表現を行ってはならない。	変更なし
2	甲は、登録マークを商用、広告及び販売促進用の文書等に使用することができる。但し、その製品自体が乙の認証を受けたような誤解を生じさせないように、製品自体またはその近くに表示してはならない。	2	甲は、登録マークを商用、広告および販売促進用の文書等に使用することができる。但し、その製品自体が乙の認証を受けたような誤解を生じさせないように、製品自体またはその近くに表示してはならない。	変更なし
3	甲は、次の各号の一に該当するに至ったときは、登録マークの使用を直ちに中止しなければならない。 (1) 登録の取り消しまたは登録の取り下げ (2) 本契約の解除	3	甲は、次の各号の一に該当するに至ったときは、登録マークの使用を直ちに中止しなければならない。 (1) 登録の取り消しまたは登録の取り下げ (2) 本契約の解除	変更なし
4	甲は、登録の一時停止になった場合、乙の要求に従い登録マークを新たな宣伝機材等へ使用することを中止しなければならない。また、乙から登録マークの使用の全面的中止の要求があった場合はそれに従わなければならない。	4	甲は、登録の一時停止になった場合、乙の要求に従い登録マークを新たな宣伝機材等へ使用することを中止しなければならない。また、乙から登録マークの使用の全面的中止の要求があった場合にはそれに従わなければならない。	変更なし
5	甲は、前各項に定めるほか、乙が別途定める「登録マーク・登録証使用基準」の記載事項を遵守しなければならない。	5	甲は、前各項に定めるほか、乙が別途定める「登録マーク等・登録証使用基準」の記載事項を順守しなければならない。	変更なし
6	乙は、甲が前各項の定めを遵守しない場合は、是正措置、登録の取り消し、違反の公表、及び必要に応じて他の法的手段をとるなどの相応の処置をとる。	6	乙は、甲が前各項の定めを順守しない場合、是正措置、登録の取り消し、違反の公表、および必要に応じて他の法的手段をとるなどの相応の処置をとる。	変更なし
7	甲が JAB 認定シンボル及び/又は RvA 認定マーク付き登録証の発行を受ける又は所有する場合、JAB 認定シンボルは乙が別途定める「JAB 認定シンボル使用基準」、RvA 認定マークは「RvA 認定マーク使用基準」に従って、乙の登録マークと組み合わせて使用することができる。	7	甲が JAB 認定シンボル及び/又は RvA 認定マーク付き登録証の発行を受ける又は所有する場合、JAB 認定シンボルは乙が別途定める「JAB 認定シンボル使用基準」、RvA 認定マークは「RvA 認定マーク使用基準」に従って、乙の登録マークと組み合わせて使用することができる。	変更なし
8	甲が JAB 認定シンボル及び/又は RvA 認定マーク付き登録証を所有し、3項あるいは4項に該当するに至ったときは、登録マークと同様の対応をしなければならない。乙が JAB 及び/又は RvA より認定の一時停止あるいは取り消しとなった場合も同様とする。	8	甲が JAB 認定シンボル及び/又は RvA 認定マーク付き登録証を所有し、3項あるいは4項に該当するに至ったときは、登録マークと同様の対応をしなければならない。乙が JAB 及び/又は RvA より認定の一時停止あるいは取り消しとなった場合も同様とする。	変更なし
(登録の取り下げ) 第17条	甲が登録の取り下げを要望するときには、書面で乙に通知するものとする。	(登録の取り下げ) 第17条	甲が登録の取り下げを要望するときには、書面で乙に通知するものとする。	変更なし
2	乙は、前項の通知を受けたときには、甲の理由の如何にかかわらず、甲の登録の取り下げを受理するものとする。	2	乙は、前項の通知を受けたときには、甲の理由の如何にかかわらず、甲の登録の取り下げを受理するものとする。	変更なし
(契約の解除) 第18条	甲または乙は、相手方に次の各号に掲げる事由の一つが生じたときは、なんらの催告無しに直ちに本契約を解除することができる。 (1) 仮差押、仮処分、差押、競売、破産、民事再生手続開始、会社更正手続開始、会社整理開始、または特別清算開始の申し立てがあったとき (2) 手形小切手の不渡りを出し、または手形交換所の取引停止処分を受けたとき (3) 公租公課の滞納処分を受けたとき (4) 支払いを停止し、または債務の任意整理に着手したとき	(契約の解除) 第18条	甲または乙は、相手方に次の各号に掲げる事由の一つが生じたときは、なんらの催告無しに直ちに本契約を解除することができる。 (1) 仮差押、仮処分、差押、競売、破産、民事再生手続開始、会社更正手続開始、会社整理開始、または特別清算開始の申し立てがあったとき (2) 手形小切手の不渡りを出し、または手形交換所の取引停止処分を受けたとき (3) 公租公課の滞納処分を受けたとき (4) 支払いの停止、または債務の任意整理に着手したとき	信頼性ガイドライン対応により(7)を追加

登録契約書新旧対照表

変更箇所⇒ アンダーライン網掛 <<企業名称>>⇒株式会社〇〇 <<システム区分名称>>⇒環境/品質マネジメントシステム <<規格細目名称>>⇒ISO 14001(:2004)/9001(:2000)

	(5) 営業を停止し、または会社の解散事由が生じたとき (6) 本契約の条項に違反したとき (7) 前各号に準ずる事由が生じたとき		(5) 営業の停止、または会社の解散事由が生じたとき (6) 本契約の条項に違反したとき (7) <u>事業そのものが社会的に理解を得られないことが明らかになったとき</u> (8) 前各号に準ずる事由が生じたとき	
2	甲及び乙は、次の各号の一つに該当するときは、双方協議の上、契約の全部または一部を解除することができる。 (1) 定期審査及び臨時審査の業務を遂行する見込みがないことが明らかになったとき (2) 定期審査及び臨時審査の業務の実施に際し、不正不当な行為があったとき	2	甲及び乙は、次の各号の一つに該当するときは、双方協議の上、契約の全部または一部を解除することができる。 (1) 定期審査および臨時審査の業務を遂行する見込みがないことが明らかになったとき (2) 定期審査及び臨時審査の業務の実施に際し、不正不当な行為があったとき	変更なし
3	乙による登録の取り消し、甲による登録の取り下げが生じたときは、本契約は、当然に解除されたものとする。	3	乙による登録の取り消し、甲による登録の取り下げが生じたときは、本契約は、当然に解除されたものとする。	変更なし
		4	<u>本契約解除後も、乙は甲の未払い費用に関する債権を有する。</u>	追加。
(登録の一時停止又は取り消し) 第19条	乙は、第12条2項、第17条及び第18条の各条項の他、次の各号の一に該当するときは、甲に対して登録の一時停止または取り消しの措置を行い、登録証を回収するものとする。 (1) 甲が、第10条の義務を怠ったとき (2) 登録マーク等の使用の要件を逸脱したとき (3) 必要な経費が支払われなかったとき	(登録の一時停止または取り消し) 第19条	乙は、第14条2項と3項、第17条および第18条の各条項の他、次の各号の一に該当するときは、甲に対して登録の一時停止または取り消しの措置を行い、登録証を回収するものとする。 (1) 甲が、第12条の義務を怠ったとき (2) <u>審査の際に故意の虚偽説明があったことが判明したとき</u> (3) 登録マーク等の使用の要件を逸脱したとき (4) 必要な費用が支払われなかったとき	信頼性ガイドライン対応により(2)を追加
(損害賠償) 第20条	甲または乙が、本契約の不履行により、または対象業務の実施にあたり、相手方または第三者に損害(弁護士費用を含む。)を与えたときは、双方協議の上、これを賠償するものとする。	(損害賠償) 第20条	甲または乙が、本契約の不履行により、または対象業務の実施にあたり、相手方または第三者に損害(弁護士費用を含む。)を与えたときは、双方協議の上、これを賠償する。	変更なし
2	前項は、本契約終了後10年間に限り有効とする。	2	前項は、本契約終了後10年間に限り有効とする。	変更なし
(異議申立て及び苦情等) 第21条	甲は、乙に対して登録、審査の判定等について異議申立て、苦情の表明を行うことができる。なお、異議申立て、苦情の表明は、事由の発生した日から45日以内に書面で乙に通知する。但し、前項以外の本契約に定める乙の業務にかかわる事由についてはこの限りでない。	(異議申立ておよび苦情等) 第21条	甲は、乙に対して登録、審査の判定等について異議申立て、苦情の表明を行うことができる。なお、異議申立て、苦情の表明は、事由の発生した日から45日以内に書面で乙に通知する。但し、前項以外の本契約に定める乙の業務にかかわる事由についてはこの限りでない。	変更なし
(責任の限度) 第22条	乙は、乙が行った審査登録業務の行為に関連して、甲が行政機関・市民団体等からの指導・処分・苦情・提訴により被る損害等またはその付随的支出については、乙の故意または過失による場合をのぞき、責任を負わない。	(責任の限度) 第22条	乙は、乙が行った認証業務の行為に関連して、甲が行政機関・市民団体等からの指導・処分・苦情・提訴により被る損害等またはその付随的支出については、乙の故意または過失による場合を除き、責任を負わない。	変更なし
		(合意管轄) 第23条	<u>甲および乙の間で本契約につき訴訟の必要が生じた場合には、被告の本店または本部所在地を管轄する地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。</u>	追加。
(契約の解釈) 第24条	本契約書に記載のない事項、またはこの契約書記載事項について疑義が生じたときは、甲乙誠意をもって協議の上、解決する。	(契約の解釈) 第24条	本契約書に記載のない事項、またはこの契約書記載事項について疑義が生じたとき、甲乙誠意をもって協議の上、解決する。	変更なし
(契約の有効期間) 第23条	本契約の有効期間は締結の日から3ヶ年とするが、更新審査の結果、登録を継続するときは、更に3ヶ年を有効とし、以降、この例による。	(契約の有効期間) 第25条	本契約の有効期間は締結の日から3ヶ年とする。なお、更新審査の結果、登録を継続するとき、更に3ヶ年を有効とし、以降、この例による。	変更なし